

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務部局）

監査テーマ:地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について

令和4年10月末現在

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
1		32	八戸ポータル ミュージアム	八戸ポータル ミュージアム事業	観光展示ブースの更新作 業にかかる支出の透明性 等の確保について	本件観光展示ブース更新作業について、公共性と競争 性、経済性と効率性、事後の説明責任を担保するため、 謝金の支払いではなく、委託契約により実施すべきだっ た。	観光展示ブースの更新作業について、令和4年度は委 託契約により実施した。なお、今後も同様の更新業務の 際には、委託契約を締結して実施するなど、更新内容に 応じた適正な支出方法による観光展示ブースの更新を行 うこととした。	措置済
	1	34	八戸ポータル ミュージアム	八戸ポータル ミュージアム事業	共催負担金の支出根拠、 繰越金の取扱いの明文 化について	「酔っ払いに愛を 2020～横丁オンリーユーシアター」の 負担金について、イベントの目的・趣旨、負担金の対象と する経費の範囲や算定方法、繰越金の取扱い方法につ いて、協定書等での明文化が望まれる。	令和4年4月の実行委員会において、実行委員会規約 を改正し、繰越金の取扱いに係る規定を追加した。	措置済
	2	34	八戸ポータル ミュージアム	八戸ポータル ミュージアム事業	はっちの成果の継続的な 発信について	今後も事業成果・存在意義を全市民に向けて継続的に 発信するとともに、全市民がその成果を実感できるような 事業展開を期待したい。	八戸ポータルミュージアムのホームページに事業内容 が分かるアーカイブを掲載するなど、今後も継続的に、こ れまでの実績や事業効果等を発信していくこととした。	措置済
2		38	商工課	商店街交流人口 拡大支援事業	事業内容の適時開示に ついて	監査実施中に事業名の内容で市ホームページに掲載 されていなかったが、監査終了以前に事業名での掲載を 確認。市ホームページを利用した市民が、その時点で利 用可能な事業をタイムリーに掲載すべきである。	令和3年9月22日に市ホームページを更新した。	措置済
3		39	商工課	商店街交流人口 拡大支援事業	補助限度額の規定への 記載について	市ホームページには限度額100万円の記載はあるが、 交付要領には限度額100万円という規定はない。限度額 を交付要領等に明記した上で、市ホームページに掲載す べきである。	交付要領に限度額を明記した上で、市ホームページに 掲載した。	措置済
	3	39	商工課	商店街交流人口 拡大支援事業	事業の効果検証について	交付要領では「補助事業終了後も取組の継続または効 果の持続が見込まれる事業であること」を求めているが、 実際に事業完了後も取組の継続又は効果が持続してい るかの確認を行っていない。	補助事業終了後の取組状況や効果等について、AED や防犯カメラ、外国語看板等の設置により、事業の効果 が継続していることを確認した。	措置済
4		44	商工課	地域企業支援体 制強化事業	概算払を行った理由の文 書化について	市は、委託料において概算払を行う場合は、概算払を しなければ業務の遂行に支障があるのか明確にし、文書 化を行っておくべきである。	当初インテリジェントプラザにおいて手持ち資金が不足 していたことから概算払を行っていたが、現在、同社にお ける手持ち資金不足は解消されており業務の遂行に支 障がないため、令和4年度以降の支払方法を確定払と し、概算払を行わないこととした。	措置済
5		44	商工課	地域企業支援体 制強化事業	概算払をすることの妥当 性について	本件概算払をする理由として、当初インテリジェントプラ ザにおいて手持ち資金が不足していたことから、概算払 を行ったとするが、現在手持ち資金不足は解消されてい るため、概算払は止めるべきである。	令和4年度以降の支払方法を確定払とし、概算払を行 わないこととした。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
6		49	商工課	産学官共同研究 開発支援事業	概算払を行った理由の文 書化について	市が受託者に対し委託料の概算払による支払を行っていることについて、市財務規則において委託料の概算払は「その性質上概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」場合においてのみ認められていることから、その理由の明確化を図るとともに、契約締結時の起案文等に記載すべきである。	受託者との協議の上、令和4年度委託契約の締結においては、委託料の支払方法を委託業務終了後の確定払のみとした。	措置済
7		49	商工課	産学官共同研究 開発支援事業	概算払をすることの妥当 性について	市が受託者に対し委託料の概算払による支払を行っていることについて、当該受託者の財務状況等を確認するに「概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」状況とは認められないことから、概算払による支払は取り止めるべきである。	受託者との協議の上、令和4年度委託契約の締結においては、委託料の支払方法を委託業務終了後の確定払のみとした。	措置済
8		49	商工課	産学官共同研究 開発支援事業	インテリジェントプラザが 行う補助金交付事業の検 証について	受託者が行っている補助金交付業務において、当該受託者自らが規定した処理マニュアルにおいて認めないこととしている補助対象経費として計上されていることについて、市は受託者に対し規定を遵守するよう指導すべきである。	今後、同様の案件が発生しないよう、受託者に対し口頭での指導を行った。	措置済
5		54	商工課	商店街魅力づくり環 境整備支援事業	事業の効果継続について	当事業は、事業期間終了後も継続するような事業を行うべき。提灯リニューアル事業では、マスコットキャラクターの短冊付き提灯を設置したものの、風雨等によりほぼ全て落下している。商店街はマスコットキャラクターのイメージが定着したとの認識だが、短冊がない状態では他の市民等に効果を広げることが不可能と思われる。八戸中心商店街総合情報サイト等にもマスコットキャラクターは見当たらないため、市は他の方法によりイメージ拡大を図るため助言が必要ではないか。	鷹匠小路商業振興会にイメージ拡大を図るための助言を行った結果、マスコットキャラクターの利用について、今後、中心街でのイベント開催時や防犯パトロールのジャンパーにプリントする等検討している旨確認した。	措置済
6		55	商工課	商店街魅力づくり 環境整備支援事 業	事業の効果検証について	補助金の効果は事業終了後も継続するようにすべきである。市は事業完了後も取組の継続又は効果が持続しているかの確認を行っていない。事業完了後、1年、3年後に確認を行い、効果が得られていないようであれば、助言を行う等の対策を取るべきである。	補助事業終了後の取組状況や効果等について、街路灯カバーのリニューアルや、大提灯の改修等により、事業の効果が継続していることを確認した。	措置済
9		59	商工課	海外販路拡大事 業	補助金交付申請時の書 類提出漏れについて	交付要領に交付申請時の提出書類として必要な定款又は規約等の写しと決算書が提出されていない補助事業者が1件あったため、漏れなく徴取する必要がある。	今後は複数名による確認を行い、提出漏れがないよう再度確認することとした。	措置済
10		60	商工課	海外販路拡大事 業	YAMS実行委員会におけ る支出命令書の支出科目 の誤りについて	YAMS実行委員会における令和元年度の収入印紙の購入に係る支出科目について会計上手数料で処理されているものが1件消耗品として支出命令書が作成されていた。会計上手数料としているのであれば、支出命令書の支出科目を訂正処理することが必要である。	令和3年11月に支出科目の訂正処理を行った。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
12		64	商工課	はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	サポートセンターに係る運営費の把握について	市は、サポートセンターに対し、事業全体の決算書(経費の内訳)の提出を求め、事業全体の運営費を把握しておくべきである。	令和3年度分から事業全体の決算書の提出を依頼し、事業全体の運営費を把握した。	措置済
13		69	産業労政課	八戸市貸工場運営事業	貸工場の鍵の管理について	鍵が入居企業に渡し切りとなっており、市に合鍵が保管されていない状況は、入居企業が独断で鍵を付け替えたり、合鍵を作成したり、第三者に使わせたりすることを防止する上で適切でない。	令和4年度使用許可より、鍵保管リストを提出すること、リストに記載以外の合鍵を作成する必要がある場合は市の許可を得ることという条件を付した。また、令和4年6～7月に市で保管する合鍵を作成した。	措置済
14		70	産業労政課	八戸市貸工場運営事業	使用許可申請書の添付書類について	定款は、代表者名で誓約させるなどの方法により、最新のものであることを確認できるようにする必要がある。登記事項証明書は、直近数か月以内のものを提出するよう施行規則に定める必要がある。	令和4年度使用許可申請より、定款は原本証明すること、登記事項証明書は直近3か月以内のものを提出することを求めることとした。施行規則については、他の公の施設でも添付書類の詳細まで定めている例はないため、バランスを考慮し、今後も運用により適切な添付書類を求めていくこととする。	措置済
7		71	産業労政課	八戸市貸工場運営事業	貸工場の位置付けについて	貸工場は初期投資が抑制されるなどのメリットがあるが、入居企業の入れ替わりがない状況である。貸工場の位置付けを再確認し、将来的には入居期間に上限を設けた上で、次の入居希望者がいなければ継続して入居を可能とするといったような方法を検討されたい。	貸工場は、企業立地を促進し、産業の集積及び雇用の拡大を図るために設置しており、これまで入居企業は事業の状況によって退去し、それに伴い新たな企業の入居を受け付けて、入れ替わりが行われている。貸工場の入居期間への上限及び制限を設けることは、社会経済情勢の変化が予測しにくい情勢下で、入居企業の事業継続性及び拡大を支援することができず、入居企業の撤退と雇用の場の喪失につながりかねないと危惧される。以上のことから、入居企業の事業継続と雇用の確保を図るため、現状維持の取扱いとした。	現状維持
15		77	産業労政課	IT産業集積促進事業	従事者の属性の確認について	従事者が「身体・知的・精神等の障がいのある者」に該当することを直接的に確認するため、障害者手帳のコピーを添付させることが必要である。	令和3年度の実績報告の提出の際に、従事者の就労困難理由が「身体・知的・精神等の障がいのある者」である場合は、障害者手帳のコピーを添付させることとした。	措置済
16		78	産業労政課	IT産業集積促進事業	提出書類の保管について	実績報告書の添付書類が簿冊とは別に保管されていた。必要があつて抜き出した場合は、速やかに元に戻しておく必要がある。また、提出書類には通しページを付すよう要請することや紙面だけではなく電子ファイルでの提出を要請することも検討されたい。	書類を抜き出した際は、速やかに元に戻すようにした。提出書類はこれまでも電子ファイルで提出を受けており、今後も同様に運用していくこととした。	措置済
8		78	産業労政課	IT産業集積促進事業	従事者の従事実績のバックデータについて	補助事業者から提出された従事実績を見ると、日数と時間数が揃った数字になっており不自然である。従事者の作業従事の実態が分かるような資料をバックデータとして提出させるなどといった市の事後確認の強化を求めたい。	報告内容に疑義がある場合は、バックデータの提出を求めるなどの対応をしていくこととした。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	9	79	産業労政課	IT産業集積促進事業	アノテーション処理件数の把握について	アノテーション処理件数については、計画値・実績値ともに発注者別、従事者別、月別等、詳細な内訳を添付させて、補助事業の成果を正確に把握するようにすることが望まれる。	令和3年度の実績報告より、アノテーション処理件数の内訳を添付させ、補助事業の成果を把握することとした。	措置済
	10	79	産業労政課	IT産業集積促進事業	申請者の財務に関する審査について	補助事業者の財務状況が債務超過であり、補助事業の遂行が危うくなるおそれがあった。補助事業の有効性と透明性を確保するため、事業者の財務状況について十分な審査を行う必要がある。	交付申請書に添付された決算書類について、債務超過している事業者や利益剰余金がマイナスとなっている事業者に対してヒアリングを行い、その理由や事業継続に問題がない旨を確認した。	措置済
	11	84	産業労政課	企業誘致セミナー開催事業	事業の成果指標について	成果指標について、単なる参加者数ではなく、その内訳や属性を考慮した数値とすることを検討すべきである。	令和4年度については主催者側を除く参加者数や、出席者属性に着眼し、成果を評価することとした。	措置済
	12	86	産業労政課	企業誘致情報発信事業	受託候補者が辞退した場合の事務手続について	八戸北インター第2工業団地紹介フライヤー制作業務受託候補者選考要領において、業務受託候補者を決定した後に当該受託候補者が辞退した場合の定めがなかったため、事務手続の円滑化及び選考過程の透明性を確保する上でも、選考要領に定めておくことが望ましい。	企画提案型の募集により、複数の事業者の中から受託候補者を選定する際には、選考要領に「最高得点の企画提案申込者が辞退した場合は、次点の企画提案申込者を業務受託候補者とする」旨明記することとした。	措置済
	17	90	人事課(産業労政課)	無料職業紹介事業(求人情報無料ウェブサイト運営事業)	会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて	会計年度任用職員へ支給する給与から天引きされる本人負担分の社会保険料等は、市が一時的に預かっている預かり金にすぎないため、歳計外現金として処理する必要がある。	令和4年度から歳計外現金として処理することとし、予算計上方法や事務処理方法の見直しを行った。	措置済
	14	95	産業労政課	技能者養成に対する補助	実績報告書の報告内容の充実について	補助対象者である八戸調理職業訓練協会から提出されている実績報告書が簡易な報告に留まり、訓練の詳細(訓練実施回数、訓練実施日時、訓練内容、講師名等)を確認できない。今後は詳細な内容を織り込んだ実績報告書を収受し補助金の審査に利用すべきである。	八戸調理職業訓練協会に実績報告書に訓練の詳細(訓練実施回数、訓練実施日時、訓練内容、講師名等)を明記するよう口頭で指導を行った。	措置済
	18	98	産業労政課	地域事業所人材獲得等支援事業	不明瞭な見積項目の確認・検証について	プロポーザル方式にて業者選定後、選定業者より徴取した見積書に記載されている経費について、確認・検証をすべきである。	令和3年度の同事業において、プロポーザル方式にて業者選定後、選定業者より徴取した見積書に記載されている経費について、確認・検証を実施した上で、契約を締結した。	措置済
	16	102	産業労政課	フロンティア八戸職業訓練助成金制度	事業者Aのホームページにおける情報提供について	当助成金制度の対象となる職業訓練を実施している事業者Aは、自社のホームページ内で当助成金制度の制度説明を行っているが情報がアップロードされていない(対象年齢等)。市民への誤解を招くおそれがあるため、事業者Aに対し、正確な情報提供を行うよう指導することが望まれる。	事業所Aに対してホームページに記載している情報をアップロードするよう電話で指導し、アップロードされていることを確認した。また、助成金交付の対象となる職業訓練を実施している訓練施設に毎年配布しているチラシ(フロンティア八戸職業訓練助成金の留意事項)に、当助成金をホームページに記載する際は、産業労政課に事前に確認するよう文言を追記した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
19		105	産業労政課	移住支援金支給 事業	東京23区内への通勤要 件の客観的な確認につい て	申請者が東京 23 区内へ通勤していたことを証明する客観的な証拠が保存されていない状況であるため、東京23区への通勤要件について、退職法人が発行した就業場所毎の就業時間が明確に記載された就業証明書を申請者から提出してもらい、要件充足状況を確認する必要がある。	当該申請者が東京23区内に所在する企業に在籍していたことを証明する書類に加え、口頭での在籍確認により対応した事例となる。今後の申請の受理に当たっても、就業場所の明記について、就業証明書記載企業に口頭で依頼することとする。	措置済
	17	111	産業労政課	ほんのり温ったか 八戸移住計画支 援事業	住宅費助成金の対象経 費の拡充について	住宅費助成金の対象経費として、「共益費、管理費、駐車場使用料当を除く家賃」としているが、「共益費」の性質は、家賃と大きな違いがなく、「共益費」については、対象経費とすべきである。	令和4年度から交付要綱に規定し、共益費を対象経費とした。	措置済
	18	113	産業労政課	若年者・離職者対 策事業	広範囲にわたる周知活動 について	新聞やホームページへの掲載等の間接的な周知のみならず、広範囲の事業者に対する直接的な周知活動を行うべきである。	新聞やホームページへの広告掲載のほか、八戸都市圏ジョブ市場登録企業に対し、メールによる周知を実施した。	措置済
	19	114	産業労政課	若年者・離職者対 策事業	アーカイブ動画の制作お よび公開について	広範囲の事業者へ当該セミナーを提供するため、アーカイブ動画を作成し、一定期間動画配信サイトで公開することを検討すべきである。	公開について検討した結果、著作権上の課題がある等の理由から、動画配信サイトでの公開を行わないこととした。	現状維持
	20	116	観光課	八戸都市圏交流 プラザ事業	変更契約に関する見積書 日付について	受託者からの見積書の日付が「令和3年3月11日」とすべきところを「令和2年3月11日」と誤った日付で提出されていた。	令和4年3月に受託者から正しい日付が記載された見積書の提出を受けるとともに、書類の内容について、十分確認した上で提出するよう受託者に依頼した。	措置済
	21	117	観光課	八戸都市圏交流 プラザ事業	実績報告書内の人員数 について	実績報告書の「人員配置状況」では、正規(常勤)6名、パートアルバイト職員が12名となっていたが、実績報告書に添付されていた別紙5「年間収支」では、正規7名、パート11名となっており、実績報告書内で人員数について不整合が生じていた。	令和4年3月に受託者から正しい人数が記載された実績報告書の提出を受けるとともに、書類の内容について、十分確認した上で提出するよう受託者に依頼した。	措置済
	20	117	観光課	八戸都市圏交流 プラザ事業	契約時の値引き率につい て	契約時に出精値引きしたにもかかわらず、変更契約締結の際、受託者が提出した実績に基づいた見積書の事業費は、実績金額を値引き前の見積書の単価を用いており、出精値引き率は変更契約に全く考慮されなかった。今後、同様の業務内容の見直し及び変更がある可能性が高い場合には、値引き率についても委託者と受託者とあらかじめ協議することを検討すべきである。	令和3年度及び令和4年度は、随意契約を結んでおり、当初契約時に値引きがなかったため、当該指摘事項は発生していないものの、今後プロポーザル方式による契約など、契約時に値引きが示され、その後に変更契約が生じる際には、当初契約時の値引き率を考慮した委託料となるよう受託者と協議する取扱いとした。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	22	122	観光課	物産販売促進事業	補助金に関する目標設定について	補助金申請者の効果測定が明確ではない。申請段階で目標値を設定してもらい、実績報告で達成状況を記載してもらうことも検討すべきである。	令和4年度の同事業について、交付申請時に、定量的な目標値を設定し、事業計画書に明記するよう、補助金公募要領を修正した。	措置済
	23	122	観光課	物産販売促進事業	事業実績書の内容の充実について	補助金申請者の2者のうち1者について、令和2年度の事業報告書が非常に簡素な内容であった。また事業計画書の収支と事業実績書の収支にも大きな乖離があった。この補助金により実施するイベントの具体的な内容及びその効果をより明確に記載し、事業実績書の充実を図るように指導すべきである。	当該補助事業者に対して、事業実績書の充実を図るよう、口頭で指導した。	措置済
	24	125	農林畜産課	畜産関連産業振興事業	八戸地域畜産フードフェスタ後のアンケート聴取について	八食センターでの運営方法等について、実施結果を評価し、課題があれば改善し、レベルアップしていく必要がある。報告会では多くの出店者等の関連団体が欠席していることから、出店者全員のアンケートを実施し、その結果を次回以降の開催に活用すべきである。	令和4年7月15日付けで、前回出店者及び畜産関係団体へ「八戸地域畜産フードフェスタ2022」に係る出店希望調査・意見聴取を行った。調査結果に基づき令和4年度は開催中止を決定したが、コロナ禍での開催についての意見等については、次回以降の開催に活用することとした。	措置済
	22	128	農林畜産課	漆産業振興事業	交付要領の条文誤りについて	交付要領第9条第2項、第3項で「第3条第3項ただし書き」との文言となっているが、交付要領において、第3条第3項ただし書きは存在せず、正しくは「第3条第5項ただし書き」であった。交付要領は補助金交付のための重要な文書であり、交付要領を適切に改訂すべきである。	令和4年4月30日付けで、令和4年度八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付要領を改正した。	措置済
	25	129	農林畜産課	漆産業振興事業	期日間近の購入及び納品の確認について	期日間近の八戸圏域ウルシ造林事業補助金実績報告書が提出された場合、ウルシ苗木の購入及び納品を受けた日付について、申請者に確認をすべきである。	納品書の添付又は請求書に納品日を記載してもらうことで、購入及び納品を受けた日付を確認することとした。	措置済
	23	133	農業経営振興センター	担い手総合支援事業	収支精算書の決算額の内訳について	市は八戸地域協議会の事務局として、支出実額に基づいた適正な収支精算書を作成する必要がある。また、市としても、八戸地域協議会から提出された実績報告書及びその添付資料を適切に検査しなければならない。	予算科目区分ごとの流用処理を行っていないものであり、令和3年度収支精算書から支出実績に基づいた事務処理を行うこととした。	措置済
	27	139	農業経営振興センター	環境保全型農業普及促進事業	事業の効果測定の方法について	事業の効果測定することは、事業目的を達成するために不可欠であり、適切な効果測定指標を設けることにより、普及推進の進捗状況把握に努めることが望ましい。	国が2050年(令和32年)までに有機農業を全農地面積の25パーセントに拡大する目標を掲げていることから、市においても市内農地の25パーセントを有機農業に取り組み目標面積とし、これを効果測定指標とした。	措置済
	25	144	人事課(農業経営振興センター)	南郷新規作物研究事業	会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて	会計年度任用職員へ支給する給与から天引きされる本人負担分の社会保険料等は、市が一時的に預かっている預かり金にすぎないため、歳計外現金として処理する必要がある。	令和4年度から歳計外現金として処理することとし、予算計上方法や事務処理方法の見直しを行った。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	28	144	農業経営振興センター	南郷新規作物研究事業	交付要領改正に伴う手続について	事業を実施している年度の途中で交付要領を改正する際には、その影響範囲を慎重に検討した上で、不公平の生じないように対処することが望ましい。	令和4年度の交付要領から適正に対処することとした。	措置済
	29	145	農業経営振興センター	南郷新規作物研究事業	補助対象者について	八戸市ワイン産業創出支援事業補助金の補助対象者の条件に、「生産されたぶどうについては、八戸市内のワイナリーへの出荷に努めることができる農業経営者」とあるが、八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金にはその条件がないため、追加することが望ましい。	令和4年4月4日に当該条件を追加した令和4年度八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金交付要領を制定した。	措置済
27		165	水産事務所	水産物流通加工振興事業	水産物ブランド戦略会議議事録について	令和2年度に開催された2回、令和3年度に開催された2回の議事録を確認したところ、誤字脱字の箇所が散見され、中には委員の意見の内容が明確に分からない箇所もあった。戦略会議は条例で定められた市の執行機関の附属機関であるため、会議の発言等について確認を行い、誤字脱字等の文言を修正し、適切な議事録を作成し、公表すべきである。	令和2年度に開催された2回、令和3年度に開催された2回の会議について、議事録を修正した上で公表した。	措置済